

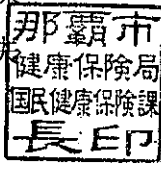
1337



那覇国第 212 号  
平成19年8月31日

沖縄県医師会  
会長 宮城 信雄 殿

那覇市国民健康保険課  
課長 米須 哲夫



「限度額適用認定証等」の交付促進について（ご協力）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本市の国民健康保険事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成19年4月より、医療機関窓口での支払いの負担を軽減する目的から、70歳未満の入院対象の方に、「限度額適用認定証等」交付しております。

本市では、「限度額適用認定証等」の制度導入に伴いホームページ、市民の友、国保ミニガイド、国保ニュース及び窓口での制度説明等をもって周知致しているところであり、また、認定対象者数をふやすために対象世帯への個別通知についても検討しておりますが、被保険者が限度額適用認定証の対象者と判断できるのが、医療機関等からの診療報酬明細書をもつての確認となるため、診療月から約3カ月後となります。そのため入院した月と対象者を把握した月にずれが生じ、「限度額適用認定証等」を交付しても、高額療養費が現物給付化できないのが現状であります。

つきましては、月始めまたは入院する際に、「限度額適用認定証等」を医療機関窓口へ提示して初めて高額療養費が現物給付化できるものでありますので、入院対象者へ入院のご案内をする際には、「限度額適用認定証等」の説明まで併せてご案内くださいますよう、関係医療機関等への周知へご高配賜りますようお願い申し上げます。

尚、医療機関等からの問い合わせにつきましては、下記の問い合わせ先までご案内下さいますようお願い致します。

お問い合わせ



那覇市国民健康保険課  
給付グループ

TEL 862-4262 (直通)

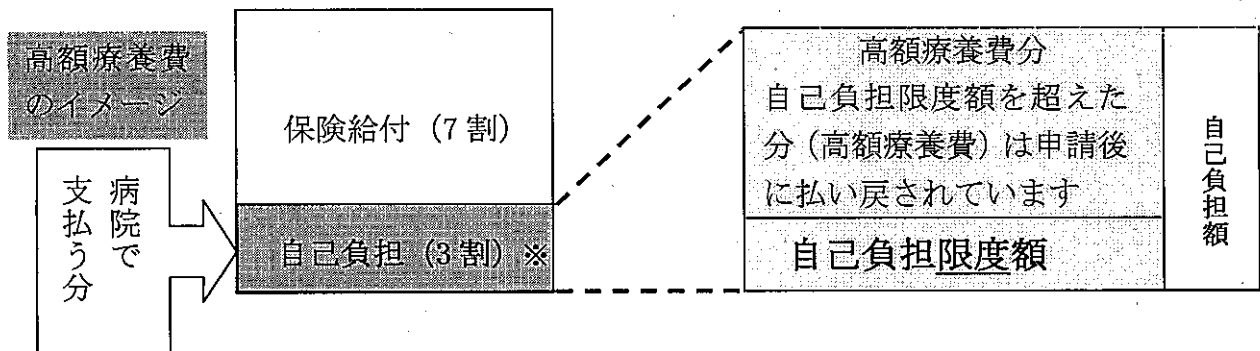
# 国民健康保険限度額適用認定証等について

・現在、病気やケガで医療機関にかかった場合は、一旦、患者負担分を医療機関に支払います。その支払った金額が世帯の所得に応じた自己負担限度額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として後日、世帯主の申請によって支給されております。

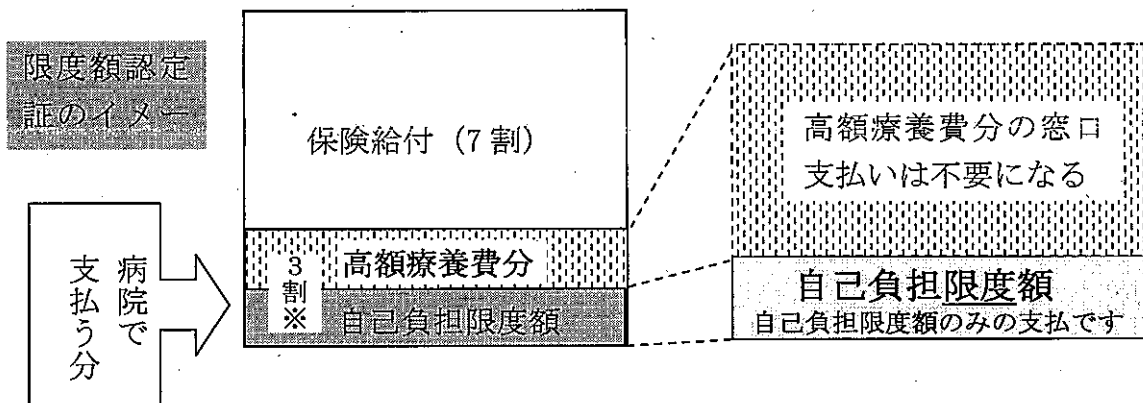
平成19年4月からは、世帯主の申請により70歳未満の入院対象の方に限度額適用認定証等を交付することになりました。それを医療機関に提示することによって、医療機関窓口での支払が、世帯の所得に応じた負担限度額分の支払で済むように改正されました。

※「限度額適用認定証」とは、各世帯の所得に応じた負担限度額区分が記載された認定証でありますので、所得区分判定のため、毎年(8月)の更新手続きが必要であります。なお、特別の事情がないのに保険税に未納がある世帯には交付ができない場合もあります。

## 【現行の医療機関窓口での支払いのイメージ図】



## 【限度額適用認定証を提示した際の医療機関窓口での支払いのイメージ図】



※ 保険適用外分は自己負担分 (3割) には、含まれていません。